平成２２年（フ）第１７号
静岡県菊川市半済1120番地の１
債務者　吉村　容正
１　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月８日午後４時
５　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２０７号
山形市大字中野目1141番地２　川田方
債務者　永野　正美
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２７号
山形市嶋北１丁目10番11号
債務者　大塚　裕子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３４号
山形市鈴川町３丁目17番25―342号　県営鈴川第２アパート３
債務者　木村小百合
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４６号
山形市大字谷柏593番地
債務者　山口　和彦
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４７号
山形市篭田２丁目５番６号　セジュールエーデルワイスＢ―203号
債務者　吉田裕美子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４９号
山形県上山市新町１丁目13番45―８号　木村アパート201号
債務者　小川　元子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５３号
山形市双月町４丁目４番13号
債務者　長岡　敏昭
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４号
山形市双月町４丁目４番13号
債務者　長岡紀久子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５７号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2007番地５
債務者　村山　繁子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５８号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2007番地５
債務者　村山　由美
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６６号
山形県山形市泉町27番７号　パークサイドＡ―102号
債務者　水戸　光一
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６９号
山形市西江俣４番27号
債務者　金子　寛二
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７１号
山形県天童市大字矢野目229番地
債務者　松田　真美
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号
山形県南陽市金山3957番地の１、申立時の住所山形市南四番町７番31号　レジデンス山本Ｂ―101号
債務者　芳賀　優子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８２号
埼玉県桶川市大字倉田67番地の10
債務者　渡邉　尚美（旧姓東海林）
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９５２号
さいたま市浦和区瀬ケ崎４丁目１番22号
債務者　菊地　陽子
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係